

(電子メール施行)
建 指 第 1867号
令和3年3月24日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

「兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領」の改正について（通知）

都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料に関して、「使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」（令和3年兵庫県条例第7号）が公布され、令和3年4月1日に施行されることに伴い、「兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領」を改正し、本年4月1日から下記要領を運用することとしますので、通知します。

記

- 1 兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領（令和3年4月）
- 2 新旧対照表（様式）

問合せ先：兵庫県県土整備部住宅建築局 建築指導課建築指導班 担当：塩谷 Tel：(078)341-7711（内線）4718 Fax：(078)362-4455
